

写

平成17年(2005年)8月29日

札幌市長 上 田 文 雄 様

札幌市男女共同参画審議会  
会 長 原 敦 子

札幌市男女共同参画推進条例第20条第2項第1号に基づく諮問  
について(答申)

平成17年4月21日付けをもって札幌市長から諮問された事項について、下記  
のとおり答申します。

記

- 1 諮問事項  
札幌市のDV対策の方向性について
- 2 結 論  
別紙のとおり答申いたします。

# 札幌市のDV対策の方向性について

## 【答申】

平成 17 年(2005 年)8 月

札幌市男女共同参画審議会

# 目 次

はじめに	1
第1章 札幌市における配偶者暴力の現状	2
1 配偶者暴力に関する相談の状況	2
2 配偶者暴力に関する一時保護の状況	3
3 保護命令の申立て及び発令の状況	5
4 加害者の状況	6
5 札幌市における主な自立支援策及び母子家庭等の現状	7
(1) 主な自立支援策	
ア 生活保護	
イ 公営住宅	
ウ 経済支援	
エ 子ども	
オ 住民票・戸籍窓口	
カ 国民健康保険・国民年金	
(2) 母子家庭等の現状	
ア 母子家庭・寡婦の収入状況	
イ 母子家庭・寡婦の就業の悩みや不満	
ウ 母子家庭の母が今後取得したい資格	
6 札幌市における配偶者暴力防止に関する普及啓発の取り組み	11
(1) 啓発誌の発行	
(2) 「女性に対する暴力をなくす運動」の取り組み	
(3) 関係職員研修	
(4) 人権フォーラムの開催	
7 その他の取り組み	11
(1) 民間シェルターへの補助	
(2) 札幌市「女性への暴力（家庭内暴力）」対策関係機関会議	
第2章 札幌市における配偶者暴力の課題	14
1 3つの視点と課題	14
(1) 被害者	
(2) 子ども	
(3) 加害者	
2 5つの機能と課題	15
(1) 相談機能	
(2) 一時保護機能	
(3) 自立支援機能	
(4) 未然防止のための普及啓発機能	
(5) 関係機関との連携機能	
第3章 札幌市の配偶者暴力対策の方向性	18
1 被害者の安全・安心、癒しを確保し、生活を再建するための支援	18
(1) 相談機能の充実	

(2) 一時保護機能の充実	
(3) 自立支援機能の強化	
ア 継続的な心のケアと被害者の状況に応じた支援	
イ 経済的・精神的自立に大きな意味を持つ就労支援	
2 子どものいる家庭への支援	21
3 加害者への対応	22
4 未然防止のための普及啓発	23
(1) 早期発見・気づきのシステムづくり	
(2) あらゆる暴力の防止	
5 関係機関との連携機能等	25
6 行政機関（国、北海道、市）と民間の役割	25
(1) 国の基本的役割	
(2) 北海道の基本的役割	
(3) 札幌市の基本的役割	
(4) 民間の基本的役割	
7 配偶者暴力相談支援センターのあり方	27
(1) 札幌市の設置する配偶者暴力相談支援センターの役割	
ア 設置場所及び窓口体制	
イ 業務内容	
ウ DVコーディネーターの役割	
(2) DV被害者の総合的な支援体制の確立に向けて	
ア DV被害者支援（ボランティア）組織のあり方	
イ 市相談支援センターとの関係	
第4章 当面の札幌市の対応	31
第5章 今後の展開	32
参考資料	
資料1 札幌市の人口・世帯等の推移	36
資料2 配偶者暴力等に関する現状	38
資料3 女性の就労状況	47
資料4 子育て支援の環境	51
資料5 ひとり親家庭等の現状	53
資料6 加害者の状況	57
資料7 札幌市のこれまでの普及啓発の取り組み内容	59
資料8 その他	63
資料9 関係法令等	65
資料10 札幌市男女共同参画審議会	101

本書では、配偶者等に暴力を振るう者を「加害者」、暴力を振るわれる者を「被害者」と記述している。

## はじめに

家庭という私的な生活の場で行われる配偶者への暴力は、「外から見えにくく、その密室性ゆえになかなか実態が明らかにされない」という特徴を有している。しかし、平成13年(2001年)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」\*1(以下「配偶者暴力防止法」という。)の施行がこうした暴力を顕在化させ、その深刻な状況に社会が注目し始めた。この時期と前後して、「児童虐待の防止等に関する法律」\*2、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」\*3等、家族や親密な関係性を有する者への暴力的行為の防止などに関する法律が次々に制定されたこととあいまって、ここ数年、札幌市内におけるDV(配偶者暴力)\*4に関する相談件数は増加傾向にある。

このような中、配偶者暴力防止法が平成16年(2004年)6月に一部改正され、同年12月2日から施行されたことに伴い、札幌市におけるDV関係の施策についても、さらなる充実・強化が必要となった。

このため、今後の札幌市の配偶者への暴力に関する施策のあり方を検討するに当たり、市長の附属機関である札幌市男女共同参画審議会では、「女性への暴力に関する専門部会」を設置し、平成16年(2004年)7月から約9か月にわたり審議を行ったうえ、DV施策の現状及び課題を整理し、審議会としてのDV対策の方向性を示した中間報告を平成17年(2005年)3月に札幌市へ提出した。

なお、部会において「女性への暴力」とあえて限定したのは、女性に対する暴力が固定的な性別役割分担意識や男女の社会的・経済的な格差などの構造的な問題を要因の一つとしていること、また現時点での被害者はその多くが女性であることなどから、女性への対応が急務であり、集中的な議論を行う必要があると考えたことによる。

その後、同年3月末をもって第1期の審議会委員が任期満了を迎え、同年4月から新委員による第2期目の審議会がスタートしたことを受け、札幌市長から、この中間報告を踏まえて、より実効性があり、新たな時代に対応した「札幌市のDV対策の方向性について」の諮問を受けた。

新たな委員として選ばれた私ども審議会では、直ちに「女性に対する暴力に関する部会」を設置し、4か月にわたり審議を行った。審議に当たっては、中間報告の内容を尊重しつつも、さらに深く検討を加えるとともに、中間報告書を公表し、広く市民各層から意見を募集してその結果を最大限、審議に反映させるように努めたものである。

札幌市男女共同参画審議会

---

\*1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」：配偶者(内縁関係を含む)からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として平成13年10月に制定。(平成16年12月一部改正)

\*2 「児童虐待の防止等に関する法律」：児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることから、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めた法律。

\*3 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」：同一の者に対し、つきまとい等を反復して行う行為を規制した法律。平成12年11月施行。

\*4 DV(配偶者暴力)：夫婦間やパートナーなど親密な関係にある人々の間に起きる身体的・精神的・性的暴力などをいう。